明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕　一

○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（**総務**一六五）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件
（**法務**二三八、二三九）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**二四〇～二四四）
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件（**厚生労働**一九四）
○自動車の型式についての指定を取り消した件（**国土交通**四一六～四二八）
○指定自動車の指定製作者等の住所を変更した件（**同**四三九、四四〇）
○国民保養温泉地として新たに秋田県大館市大館ぐるみ温泉郷、静岡県静岡市梅ヶ島温泉郷及び岡山県美作市湯郷温泉を指定する件（**環境**四六）
○道路に関する件（**四国地方整備局**四八～五〇）

〔国会事項〕　二

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成二十八年（フ）第四号三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示四）
農林水産省防災業務計画の修正要旨の公表について（農林水産省）
四国地方整備局公示（四国地方整備局）

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方関係
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

告示

○総務省告示第百六十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

総務大臣　山本　早苗

表中

を

920.5MHzから928.1MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注4及び注5
2294MHzから2296MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
2400MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注7 空中線電力は、100W以下に限る。

に

920.3MHzから920.5MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	4W以下	注5 空中線電力は、1W以下に限る。
920.5MHzから928.1MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注4及び注6
926.9MHzから927.1MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	20W以下	注5 空中線電力は、5W以下に限る。
2294MHzから2296MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
2400MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注7
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注5 空中線電力は、100W以下に限る。

改め、（注7）を削り、（注6）を（注7）とし、（注5）を（注6）とし、（注4）の次に次のように加える。

（注5）京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地の区域に限る。